

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県議会議長 伊藤 美都夫

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（平成25年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求)

第2条 条例第5条第1項の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による通知は、審査請求通知書（様式第2号）により行うものとする。

(審査会の委員)

第3条 条例第6条第1項の規定により設置する鳥取県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員のうち、弁護士その他の学識経験を有する者の数は、2人以上委員の総数の半数以下とする。

(会議録の作成)

第4条 審査会は、会議を開催したときは、会議の概要を記載した会議録を作成するものとする。

(審査結果の通知)

第5条 条例第12条第1項の規定による通知は、審査結果通知書（様式第3号）により行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月29日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員の氏名
- 2 審査請求の対象となる事由
鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為
- 3 審査請求の対象となる行為の概要

上記のとおり請求します。

請求者 会派名等
氏 名

様式第2号（第2条関係）

鳥取議第 号
年 月 日

審 査 請 求 通 知 書

様

鳥取県議会議長



鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、あなたに対し審査の請求がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

- 1 審査請求のあった日
年 月 日
- 2 審査請求の対象となる事由
鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為
- 3 審査請求の対象となる行為の概要

様式第3号（第5条関係）

その1 審査請求をした議員用

鳥取議第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

鳥取県議会議長



年 月 日付けで請求のあった件について、次のとおり鳥取県議会政治倫理審査会から審査結果の報告を受けたので、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

- 1 審査請求の対象となる議員の氏名

2 審査請求の対象となる事由

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為

3 審査会の報告の概要

その2 被審査議員用

鳥取議第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

鳥取県議会議長



年 月 日付けであなたに対して請求のあった件について、次のとおり鳥取県議会政治倫理審査会から審査結果の報告を受けたので、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

また、同条第2項の規定により、審査結果について意見書を提出することができますので、意見があるときは年 月 日までに意見書を提出してください。なお、提出された意見書は、同条第3項の規定により、審査結果とともに公表しますので、ご了承ください。

1 審査請求の対象となる事由

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為

2 審査会の報告の概要